

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 7 年 6 月 5 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

平成27年6月5日

- 開 議 午前9時30分
- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市税条例等の一部改正)
- 日程第3 議案第37号 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市都市計画税条例の一部改正)
- 日程第4 議案第38号 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市入湯税条例の一部改正)
- 日程第5 議案第39号 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市国民健康保険条例の一部改正)
- 日程第6 議案第40号 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市国民健康保険税条例の一部改正)
- 日程第7 議案第41号 専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度岩出市一般会計補正予算第6号)
- 日程第8 議案第42号 専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算第4号)
- 日程第9 議案第43号 専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算第4号)
- 日程第10 議案第44号 専決処分の承認を求めることについて
(平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算第5号)
- 日程第11 議案第45号 岩出市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第46号 岩出市半島振興対策実施地域における固定資産税の特例措置に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第47号 岩出市子ども医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第48号 岩出市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第15 議案第49号 岩出市重度心身障害児者医療費支給条例の一部改正について

て

- 日程第16 議案第50号 平成27年度岩出市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第51号 平成27年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第52号 平成27年度岩出市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第53号 市道路線の認定について
- 日程第20 議案第54号 岩出市公共下水道（1015-9）下水管布設工事請負契約に
ついて
- 日程第21 議案第55号 岩出市公共下水道（1015-10）下水管布設工事請負契約に
ついて
- 日程第22 議案第56号 岩出市公共下水道（1015-11）下水管布設工事請負契約に
ついて
- 日程第23 議案第57号 動産の取得について
- 日程第24 議案第58号 那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議について
- 日程第25 発議第2号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める
意見書の提出について

○井神議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第36号から議案第58号までの議案23件につきましては、質疑、委員会付託です。発議第2号の議員提出議案につきましては、提出者の趣旨説明です。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第1 諸般の報告

○井神議長 日程第1 諸般の報告を行います。

議員から提出のありました議員提出議案は、配付のとおり、発議1件であります。

次に、受理した請願第2号 戦争につながる安全保障関連2法案（国際平和支援法、平和安全法整備法案）の廃案を求める意見書採択についての請願書及び請願第3号 「集団的自衛権」行使を具体化する「安全保障法案」（戦争法案）に反対することを求める請願書、以上2件の請願書につきましては、配付の請願文書表のとおり、総務文教常任委員会へ付託いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）～

日程第24 議案第58号 那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議について

○井神議長 日程第2 議案第36号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市税条例等の一部改正）の件から日程第24 議案第58号 那賀老人福祉施設組合の解散に関する協議の件までの議案23件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

日本共産党議員団、増田浩二議員。質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 議長の許可を得ましたので、質疑を行いたいと思います。

皆さん、おはようございます。

通告、実は4議案ほど行いたいと思っています。

まず、議案第36号から行きたいと思います。この点では、36号では3点お聞きをしたいと思います。

36号議案の中には、法人番号導入という、そういうものが条例の中に書かれて、岩出市でも導入されようとしてきています。この点において、岩出市において、法人番号導入によってどのようなメリットや、また、場合によってはデメリットというものも生じるのではないかというふうにも思うんですが、この点について、市としてどのように認識をされておられるのかというのが1点と、軽自動車の購入に対して、グリーン化特例というものが設けられるわけなんですけど、このグリーン化特例における軽減、岩出市としての今後の見込み、これがどのように、市として見込んでいるのかという点をお聞きしたいと思います。

3点目は、旧3級品の製造たばこに關係してのたばこ税の税率の見直しというものも書かれているんですが、これによって、年度別で28年から31年まで4年間書かれているんですけどね。税収に関しては、どのように変わっていくであろうという、そういう見込み、この点をお聞きしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 おはようございます。

増田議員ご質疑の1点目、法人番号導入によるメリットについては、法人から市へ提出される申告書や給与支払報告書などに法人番号が記載されることから、名寄せや突合ができ、課税事務の効率化につながるものと考えております。したがって、デメリットはございません。

続きまして、グリーン化特例における軽減の状況の見込みはについてお答えします。

グリーン化特例、いわゆる軽課の対象となる車両については、平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新規取得、すなわち新車登録した軽四輪等に限り適用されますので、現在のところ、車両台数は把握しておりません。つまり軽減については見込めないということであります。

続きまして、3点目、たばこ税の税率見直しにおける年度別の税収見込み予測はについてお答えします。

今回の税条例等の改正により、旧3級品の税率が平成28年度から4段階で引き上げられます。平成26年3月31日現在の課税額で試算いたしますと、平成28年度は約

4億2,900万3,000円、平成29年度は約4億3,077万5,000円、平成30年度は約4億3,343万3,000円、平成31年度は約4億3,863万4,000円となります。

なお、今後の消費本数の増減等によっては、試算どおりにならないことを申し添えます。

以上でございます。

○井神議長 再質疑はありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、個人番号導入による部分については、メリットとして、効率化が望まれるんだという、そういうことを言われています。若干、これとは違うんですが、違う形になるのかなと思うんですが、懸念されるのは、今、新聞でも大騒動になっていると思うんです。

年金機構からの情報漏れというのが起きたというのは、それが今出てるんですが、この法人番号なんかも付与していくという部分であるとしたら、こういった今の情報社会の中での部分の中で、やっぱり市としても、同じような情報を管理していくという上では、教訓としていかなければならない点とか、また、今後、対応としてとっていかなきゃならないような点とかというのがあるかと思うんです。そういう点について、今回の法人番号制という部分については、そういうような懸念というのが起きないのかどうかとか、今後、マイナンバーというものなんかも導入されようとしてきているんですが、そういう点でいったら、そういう不安材料というんですか、そういう部分なんかも、今回のこの事件については、さらに、そういうのは不安視されるというような状況が生まれてきたと思うんです。

そういう点では、市としての法人番号導入という部分についての関係でいうたら、どういうふうな形になっていくのか。また、そういう点で教訓にしていかなきゃならないような点というのは、現段階でどのぐらいのふうに感じておられるのかというのを1点聞きたいのと、グリーン化特例については、今の時点ではわからないということなんですが、毎年、軽四の新車台数というのが、大体わかると思うんですね。それが、今回のグリーン化特例の軽減の見込み数になるんじゃないかなとは思いますが、そういう点でいうと、軽四の毎年の新車という部分における登録台数というのは、何台ぐらいあるもんなんですか。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 増田議員、再質疑の情報の関係で、漏れ等のそういうふうな懸念を

されているという内容でございますけれども、この件につきましては、この間の日本年金機構の大量の個人情報が出るといふ事案が発生して、その後、総務省のほうから通知文も来てございます。我々といましては、職員に対しまして、この通知文を周知して、注意喚起を行ったところでございますけれども、マイナンバー制度につきましては、国の制度に基づいてやるものでございますので、我々もこういう情報漏れがないようには努力いたしますし、国・県のほうからも十分ご指導等をいただきながらやってまいりますので、この点については、我々も十分注意してやっていく、そういうふうな考えでございます。

○井神議長 税務課長。

○松本税務課長 まず、法人番号のほうでございますが、法人番号は、国税庁にて付番されることになっておりまして、法人番号自体には利用制約がなく、国税庁の法人番号公表サイトで、法人番号、名称、所在地の3情報が公表されますので、どなたでも自由にごらんいただける情報となっておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

次に、新車の台数ということでございますが、新車の台数がわかれば、軽課の情報はわかるということでしたが、軽課の情報については、今まで、27年3月31日以前の軽自動車税の新様式には軽課の情報は記載されておらず、わからないということでもあります。それは、いつからわかるのかということ、今、まだ検討中ということでございます。

それで、新車台数につきましても、軽自動車の登録につきましては、新車も中古も、税務課のほうでは新車として扱っておりますので、軽四輪の台数をここで申し上げたいと思っております。平成23年度は1万6,619台、平成24年度は1万7,086台、平成25年度は1万7,689台、平成26年度は1万8,428台、平成27年度は1万8,947台、4月1日現在の数字でございます。

以上です。

○井神議長 再々質疑はありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第41号。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第41号では、3点お聞きをしたいと思います。

9ページのところで、不動産の売渡収入というのが記載されて、宮の県の職員住宅というような形で説明がされました。この点については、市として売り払わなけ

ればならない理由、それがなぜ市として売り払ったのか、その理由をお聞きをしたいと思います。

それと、2点目は、同じ9ページのところに、国保会計からの繰入金というものが約8,000万前後出ていると思うんですが、これの必要性ですね、この国保会計から一般会計へ繰り入れなければならない必要性というのはなぜ生じたのか、その理由についてお聞きをしたいと思います。

それと、3点目は、26年度補正で、各種の基金に対して、合計で4億3,000万円を超える状況となってきています。この点について、市として、他の自治体が財政難、財源を確保していくというのが非常に苦労されている中で、このような金額というのが岩出市では積み上げられてきているというのが、この間、岩出市の特徴的なもんだと思うんですね。このような、この実態について、市としてどのように見ているのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○小倉財務課長 増田議員の質疑にお答えします。

1点目の土地売払収入は、普通財産として所有していた宮20番1の県職員住宅跡地の売り払いによるものでございます。理由は、平成25年3月に県が職員住宅を解体撤去し、その後、市として、この土地を利用する予定がないので、売却したものでございます。

次に、3点目の基金の積み立てについては、平成26年度の事業執行において、予算編成時には見込むことが困難である歳入実績や事業の精算などによる増減差額を積み立てるものであります。

○井神議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 増田議員ご質疑の2点目でございます。

国保会計繰り入れの必要性はなぜ生じたのかについてですが、特別会計は、当該会計で運営するのが原則であります。しかしながら、一般会計から法定分以外繰入れとして、平成26年度末において、3億321万3,383円の財源補填を受けております。国保会計に剰余金が出る見通しであれば一般会計に繰り出して返還するのが本来であると考えておりますので、今回、国保会計の収支に剰余金が発生すると見込まれたことから、未返済の一部を一般会計に繰り出し返還したものでございます。

以上です。

○井神議長 再質疑はありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 1点目の宮の県の職員住宅の跡地なんですが、今、答弁では、利用する計画がなかったんだということなんですが、計画がなかったとしたとしても、市として、この跡地の有効利用というような形では、どのような議論がされてきたんでしょうか。最終的には利用する計画がなかったんだというふうになったとしても、市としては、やはり自分とこの土地を有効活用していくというのが本来の筋だと思うんですね。その点では、どのような議論がされてきたのかという点が1点です。

今、基金の点については、増減差額を積み立てているというだけのお答えでした。実際には4億3,000万円というお金が市民のために使われないで積み上げられているという、こういう状況があるんだという点が、やっぱり大きいと思うんですね。そういう点では、こういうようなお金が、毎年毎年積み上がっていくという、こういうような実態については、現実的には岩出市としてしっかりと市民に使っていくという、そういうお考えというのは、本来は使うべきだというふうに、市民はやっぱり思っていると思うんです。そういう点では、こういうようなお金そのもの自身をしっかりと市民のために使っていくという、そういうこのような実態という点の視点からの答えというのを私ぜひ聞きたいと思うんです。

あと、もう1点は、国保会計の部分なんですが、例年どおりというんですか、お金を法定外以外を繰り出しているんだというお答えでした。その点では、余剰金という、そういうお考えなんですが、市として、余剰金という、その認識ですね。余剰金というこの認識というのは、どういうふうに捉えておられるのかという点、どういう部分が生じたら余剰金というふうに考えておられるのかという、この点だけちょっとお聞きしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○小倉財務課長 増田議員の再質疑にお答えします。

1点目の土地の有効利用についてということでございます。

県が職員住宅を解体・撤去した後、庁内各課に、この土地の利用について意見を求めました。その中で利用計画がなく、売却することがベストの方法であると判断をいたしました。

2点目の基金でございしますが、今回、積み立てをしても、25年度末の基金残高と比較しますと1億410万円の減少で、取り崩し分を積み戻せていない状況となっております。

おります。財政状況は厳しくなっている状況であります。今回のような基金の積み戻しなど、財政の健全性を保つことが今後の市民サービスの向上に寄与するものと考えます。

○井神議長 保険年金課長。

○坂口保険年金課長 増田議員の再質疑にお答えをします。

余剰金としての認識の捉え方ということですが、国保会計において収支状況が残額が出ているという状況をもって、剰余金ということで考えてございます。

○井神議長 再々質疑はありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第42号の質疑をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 42号について、3点お聞きしたいと思います。

先ほどの一般会計の国保会計の繰り入れともこれは関係する部分なんです、改めて当局にお聞きをしたいと思うんです。議案書を見ると、財政調整交付金として7,500万円、これが交付されてきています。この財政調整交付金というこのお金については、どのように使いなさいというような形で国から指示が来ているのか、また、この財政調整交付金というのは、どのような性格を持った交付金なのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

それと、保険基盤安定のための繰入金というものも繰り入れがされてきていますが、今回、繰り入れられるこの保険基盤安定のための繰入金、これもどのように使いなさいというような形で繰り入れがされるのか、その性格と、何のために繰り入れられるお金なのか、この点をお聞きしたいと思います。

一方で、歳出において、今も言ったように、一般会計に対して8,200万円というものが繰り出されてきています。歳入の内容という点においては、私は一般会計からお金を借りているから返せるんだというような性格のものではないと考えますし、国保会計における保険給付、これを初めとした国保会計全体を安定化させていくために、これは使う内容のお金だと認識していますが、その点から考えると、本来はそういう国保会計を安定化させるために使うお金が、一般会計にこれは流れていくと、出されていくというのは、本来は趣旨が違う、そういう部分になるんじゃないでしょうか。本来はその基金に積み上げていくという、国保会計を運営していく中で、実際には、そういう給付額とかという部分なんかの部分も含めて出されてきた中の部分なんかが、なぜ一般会計へ繰り出せるのか、この理由についてお聞きを

したいと思います。

○井神議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 増田議員のご質疑、1点目でございます。

国保事業の財政は、定率の国庫負担のほか保険税をその財源として賄うのが原則であります。市町村の差異により保険料負担能力に格差が存在します。財政調整交付金は、このような定率の国庫負担のみでは解消できない市町村間の財政力の不均衡等を調整する性格を持つ交付金であります。

財政調整交付金には、市町村間の医療費の水準や住民の所得水準の違いによって生じる財政力の不均衡を調整するため、算定基準に基づき計算された金額が交付されるものや、国保税の収納率向上対策、レセプト点検による医療費適正化などの実績に基づき交付されるものがあります。

2点目の保険基盤安定繰入金につきましては、保険税軽減分と保険者支援分があります。保険税軽減分は、被保険者の保険税の軽減相当額を市町村が一般会計から国保特別会計に繰り入れることで、国保被保険者の保険税負担の緩和及び市町村の財政基盤の安定化を図る制度となります。

一方、保険者支援分は、保険税軽減の対象となった一般被保険者数に応じて、平均保険料の一定割合を市町村が一般会計から国保特別会計に繰り入れることで、低所得者を多く抱える市町村を支援する制度となります。

いずれも法定分繰入金として一般会計から繰り入れるものです。

次に、3点目でございます。

一般会計に繰り出せるのかについてですが、一般会計から国保会計への繰り入れには、保険税負担緩和分など国保会計の安定した財政運営を行うため、制度化された法定分の繰入金と、国保会計において収支不足が見込まれる場合、緊急避難的に財源補填された、いわゆる、法定分以外の繰入金があります。特別会計は、当該会計で運営するのが原則であります。今まで一般会計から法定分以外繰入金として、緊急避難的に財源補填を受けてきた繰入金により国保会計に収支不足を生じさせず安定化を図ってきた経緯があり、このたび平成26年度国保会計の収支に剰余金が見込まれたことから、その一部について、一般会計に繰り出すものであります。

以上でございます。

○井神議長 再質疑はありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 1点お聞きしたいと思います。

国保税を算定していくという部分の中では、毎年、国保の運営審議会なんかも開かれて、そして、国保税なんかが算定されている基準というものなんかが決められてくるという経緯があると思います。そういう点では、一般会計から岩出市の国保自体が一般会計から繰り入れをしているというのは、これは事実だと思います。だとしても、年度年度で算定されているこの国保税、これは一般会計からお金を繰り入れた部分も含めて、その年度の国保税を算定されていると思います。そういう点では、一般会計から繰り入れられたお金だとしても、実際には借りているというような性格ではなしに、この国保の部分の中で、必要だから国保会計を安定運営させていくのには必要だから、そのお金が要りますよということで決められてきているわけですね。

そして、独自でその運営をされてきていると思うんです。そういう点では、一般会計そのもの自身に繰り出しをするということそのもの自身が、おかしな性格を持っていると思うんです。しかも、今回のこの部分の中においては、財政調整交付金という部分も含めて、そうした国保会計を安定化させていくためにお金を交付しますよという部分なんですね。ですから、当然、その国保会計の中で、年度年度で黒字になった場合なんかについては、当然、それは次期の国保を運営していくための運転資金というんですか、国保税なんかを引き下げていく、そういう財源にきなさいという性格のものを持っているはずなんです。

そういう点でいうと、一般会計というところに、繰り出すというのは、やはり、これは目的外使用という以外にないと思うんですが、この点についてどうなのかという点、これ改めてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 増田議員の質疑にお答えします。

性格ということですが、現時点で、先ほどからも答弁させていただいていますとおり、ルール分以外の繰入金については、国保会計において剰余金が見込まれる際に返還するというので、一般会計から繰り入れにより財源補填されたものは、これは返還すべきものだと考えてございます。

なお、その国保事業の運営の安定化を図るためには、やっぱり財源の確保、医療費の適正化ということで、国保事業の運営に取り組んでいきたいというふうにも考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○井神議長 再々質疑はありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第50号の質疑をお願いします。

増田浩二議員。

○増田議員 50号については、1点だけお聞きをしたいと思います。

今回、この議案の中には、減債基金に1億円の積み立てがされるようになってきています。この議案は、27年度、今年度の補正予算です。今年度の予算執行が始まってから、わずか3カ月しかたっていないという、こういう時点で1億円というお金が積み上げられていくという、この現状はどうなのかというふうに思うんですね。

今、ご存じのように、今後、岩出市においては市政懇談会というものなんかも開かれていくと思うんです。その中では、たくさんの住民要求というものなんかも出されてくると思います。そういう中で、なぜ今の時点で、こういうような住民要求に応えられるだけの財源がありながら、なぜ基金に積み立てなのか、この点を1点だけお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○小倉財務課長 増田議員の質疑にお答えします。

今回の補正予算における人事異動等に伴う人件費の減額により生じた歳入歳出差額を、今後の臨時財政対策債の償還に伴う公債費や下水道事業債の償還に伴う繰出金の財源とするため、当初予算での1億5,000万円の取り崩しに対して、1億656万8,000円を積み戻すものでございます。

○井神議長 再々質疑はありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今も言ったんですが、これから市政懇談会なんかでもいろんな声があるかと思うんですね。だから、そういう点で、やはりしっかりと、これまで、前年まで、そういう形で出されてきたそういうものに対して、なぜ改善をするというような形がとられないのか。当初予算で1億5,000万ですか、それを取り崩しているから、それに対して返済していくんだという、それに積み戻すというんですか、そういう形の対応というのが、本来の岩出市としての財政の考え方、財源の使われ方という考え方なんかで、実際には、そういう部分があるから積み戻すんだというのであれば、じゃあ、どのようにして市民の要求というのを応えていく、そのための財源をひねり出していくのか、その点について、そういう市民のために使っていく

お金の財源の確保、こういう点についてはどのように考えておられるのかという点、再度改めてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○小倉財務課長 増田議員の再質疑にお答えします。

市では、事業は計画的に進めているところであり、今回の補正予算の時点では、新たな事業の要求はなかったということがございます。

それから、先ほども申し上げましたように、基金の残高ですけれども、ここ26年度末では減少しているということがございます。今回のような積み戻しをすることによって、財政の健全性を保つことが、今後の市民サービスの向上に寄与するというふうに考えてございます。

○井神議長 再々質疑はありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、財政の健全化ということをおっしゃったんですが、じゃあ、岩出市の財政の健全化という率ですね、赤字再建団体に落ち込むんだとかいうんなら、まだわかるんですが、そういう点でいうと、毎年のように岩出市では黒字財政、これを生んできて、しかも、基金については、毎年のように多額のお金が積み上げられてきているというような点で、実際には、そういう財政の安定化というものをしていかなきゃならない状況なのかどうかという点は、私はちょっとこういう対応はどうかという認識はあるんですが、実際には、市としての財政の安定化ということをおっしゃられたんで、そういう点では、岩出市の財政というのは、この間どのような状況であるというふうに認識をされているのか、この点だけ、最後にちょっとお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○小倉財務課長 増田議員の再々質疑にお答えします。

市の財政は健全ではございます。ただ、この健全ということが、余裕があるということではございません。だんだん厳しくなっている状況であるということは、基金の残高の減少でも明らかであると思います。27年度の当初予算においても基金を取り崩して、収支がバランスとれてるというのが実態でございます。27年度当初予算では、基金全体で5億748万4,000円の取り崩しをした上で、収支がとれているということでございます。

○井神議長 これでは、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

続きまして、尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いします。

尾和弘一議員。議案第36号。

○尾和議員 おはようございます。

通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。

まず、議案第36号 専決処分の承認についてであります。法人番号の符号について、これに関して、国税庁のほうから指定をされるということになります。指定をされる工事番号の符号の日時についてはいつからになるのか。それから、何桁の数字が符号されるのか。それと、その法人番号についてですが、個人自営業者に関してはどうなるのか。全て法人番号、本局に登録している法人のみなのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

それから、2番目に、サービスつき高齢者住宅については、岩出市内において何棟あるのか。

それから、第10条の2、特別措置について総額、これを適用しますと幾らになるのかということです。

それから、寄附金控除のワンストップ化ということで、今取り組まれているわけですが、現行の制度からどのように変わるのか。今までであれば、個人で確定申告の際、2月の15日から始まる確定申告の際、届け出をした点であります。今後については、それがなくなるというように理解しておるんですが、そこら辺について、詳しくご説明をいただきたい。

それから、寄附金については、政治団体の寄附金も当然あるわけで、政治団体の寄附金についても、この仕組みに該当するのか、お聞きをしたいと思います。

それから、エコカー減税、今の質疑の中にもありましたが、平成27年度燃費基準5%車についてであります。現在、電気自動車等の所有、岩出市内で所有台数も含めて把握をしておられるのであれば、まずお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 尾和議員のご質疑についてお答えします。

法人番号の符号の年月日はということですが、平成27年10月に付番が開始されます。通知が行くということですが、

それから、国税庁長官から法人番号が付番されますが、その法人につきましては、

設立登記法人、国の機関、地方公共団体、その他法人や団体に13桁の法人番号が指定されますので、個人ではございません。

続きまして、サービス付き高齢者向け住宅は何棟あるかについてですが、岩出市内には2棟ございます。

続きまして、第10条の2、特別措置について、総額は幾らとなるのかですが、平成27年度特例措置については、新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅への軽減措置のみで、計133万1,552円でございます。

続きまして、寄附金控除のワンストップの仕組みについてですが、確定申告が不要な給与所得者等が、平成27年4月1日以降にふるさと納税を5団体以内に行った場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することによって、確定申告不要で、確定申告することなしで控除が受けられるという特例的な仕組みでございます。

続きまして、政治団体への寄附金には該当するのかについてですが、ここでいう寄附金は、ふるさと納税でありまして、都道府県、市町村または特別区に対する寄附金となるため、政治団体への寄附金は該当いたしません。

続きまして、エコカー減税について、平成27年度燃費基準5%車はどうなるのかでございますが、軽自動車税のグリーン化特例、いわゆる軽課については、平成27年度燃費基準で5%達成車への適用はございません。

続きまして、電気自動車等は、現在、何台あるのかについてですが、現在、電気自動車の登録は2台でございます。

以上でございます。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 個人自営業者、これについてはちょっとわからなかったんで、これつけないということなのか、その点だけちょっと。

○松本税務課長 失礼します。

個人事業者については、法人ではございませんので、法人番号は付番されません。

以上でございます。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 電気自動車、エコカーの問題であります。これ対象車両について、私が調査した段階では、電気、それから燃料電池、天然ガス、それからハイブリッド、クリーンディーゼル乗用車等が該当すると思うんですが、これについてのお考えと、

それからバスやトラック等については、これに該当するのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、寄附金のワンストップの問題であります。今、ご答弁では、給与の労働者についてのみ、この寄附金控除の手続が確定申告する必要性がなくなると。それ以外の方については、従来どおり確定申告の手続をして、控除を受けるという理解でよろしいのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 まず、エコカー減税のほうについてですが、今回、条例にありますのは、軽自動車のグリーン化特例ということでございますので、バスやトラックについてもエコカー減税には該当するかとは思われますが、軽自動車ということではございませんので、ここでは控えさせていただきます。

次に、寄附金控除のワンストップの仕組みについて、給与所得者だけかということでございますが、これは確定申告が事業所得者の場合は、必要にどうしてもなります。確定申告が不要な者といたしまして、給与所得者、それから年金所得者等が考えられます。

以上でございます。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 再度、寄附金の点なんです。今、余りにも限定が限られているということで、その比率というのは大体どれぐらいがあるのか、現行で、今まで寄附金控除で対象として必要なくなる給与所得者、これについては何件ぐらい把握をされているのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 申しわけございません。ただいま給与所得者の比率については資料がございません。把握しておりません。資料がございませんので、ちょっとわかりかねます。

○尾和議員 把握はされているんですか。

○松本税務課長 確定申告が不要な給与所得者については、把握はしているんですけども、ただいまちょっと手元にございません。

もう一度言います。給与所得者等にだけです。申告が不要か必要か、申告したか

どうかというのは、ちょっとわかりかねる点がございます。

○井神議長 続きまして、議案第38号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 専決処分の承認について、入湯税の問題ですが、該当する業者はあるのかということで、いとうホテルがあったんですが、今はないと思うんですが、ちょっと確認のために質疑をさせていただきます。

○井神議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 当該事業所はあるのかについてであります。現在、当市での入湯税の課税はございません。

○井神議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第40号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第40号 専決処分の承認について、国保条例の一部改正に関してあります。第2条及び第23条のこれによる影響される該当者数というのをどれだけ見込んでいるのか、並びに引き上げによる総額歳入ですね、これについては幾らと見積もっているのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の質疑にお答えをします。

第2条による該当者数は、改正によるもので96人を見込んでおります。

また、第23条による該当者数については、改正によるもので医療分として178人、後期高齢者支援金分として178人、介護納付金分として55人を見込んでおります。

次に、課税限度額の引き上げによる総額は、改正によるもので318万9,000円を見込んでおります。

以上です。

○井神議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○井神議長 これで、議案第40号は終わります。

続きまして、議案第41号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第41号 専決処分の承認について、26年度補正予算に関して質疑をさせていただきます。

まず、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金についてであります。この大幅な修正・補正の、いわゆるプラス要因ですね、当初で予測はできなかつたのかという点について、お聞きをしたいと思います。

それから、法定外公共物等について、売却したのは何筆あったのか。それから、土地売却収入について、具体的にご答弁をいただきたい。

それから、資源ごみの収入増についてであります。どういう要因でこの増になつたのか、お聞きをしたいと思います。

それから、国保への繰入金の理由について、これは先ほども質疑の中でありましたが、私もこういうやり方自体については、理解しがたいところがありますので、まず、そこら辺についてお聞きをしたい。

それから、地区集会所の予算の削減、マイナスがあつたんですが、どういう理由でこのマイナス要因になつたのか。

それから、ごみ減量化対策事業補助金の団体数は、現在、岩出市に幾らあるのか、お聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○小倉財務課長 尾和議員の質疑にお答えします。

1点目の当初予算における配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金等の算定は、当初での予測ができないために、国が発表する地方財政計画の伸び率をもとに計上しております。

2点目の土地売却収入については、法定外公共物等は21件で、26筆です。宮の市有地は1件、1筆です。

○井神議長 クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長 資源ごみ収入、増の要因はにつきましては、当初予算よりも入札のほうが高かつたということ及び量の増でございます。

○井神議長 保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の質疑にお答えします。

国保への繰入金の理由は何かについてですが、先ほど、増田議員にお答えしたとおり、特別会計は当該会計で運営するのが原則であります。しかしながら、一般会計から法定分以外、繰り入れとして、平成26年度末には、3億321万3,383円の財源

補填を受けております。国保会計に剰余金が出る見通しであれば、一般会計に繰り出して返還するのが本来であると考えておりますので、今回、国保会計の収支に剰余金が発生すると見込まれたことから、返済の一部を一般会計に繰り出し、返還したものでございます。

以上です。

○井神議長 総務課長。

○藤平総務課長 5点目の地区集会所建設等助成費のマイナス理由につきましては、予算額として、新築分600万円と修繕等分200万円、合計800万円を計上していましたが、新築分の申請はなく、修繕等分で37万円の予算残額があったことから減額するものでございます。

○井神議長 生活環境課長。

○寺西生活環境課長 尾和議員ご質疑の6点目、ごみ減量化対策事業補助金の団体数はどうかでございますが、岩出市集団資源回収事業奨励金の交付対象団体数は、平成27年3月末現在で54団体でございます。

以上です。

○井神議長 再質疑はありますか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 配当割交付金等々に関してであります。国の予測に基づいてというお話でありました。時系列に考えると、余りにも誤差が大き過ぎるんじゃないだろうかという気がしております。本来なら、ここで計上して補正にするということで、この金額ですね、約1億円からの金額についてですが、いつの時点で、これは明らかになるのか、お聞きをしておきたいと思っております。

それから、資源ごみの収入の問題であります。入札増加によるということでご答弁をいただきました。昨今の状況からいいますと、アルミ缶等が通常の3倍ぐらいに値上がっているよという情報も聞いておりますが、それに伴った要因かなという気はするんですが、入札で、どこの部分が、アルミ缶とかスチール缶とか、いろいろあると思うんですが、新聞とか雑誌とか、そこの部分で、どこの部分が大きく寄与したのかという、個別にわかれば教えていただきたい。

それから、国保の問題で、これは将来の問題として考えておかなければならないのは、国の方針では県に集中するよということになるという話も出てきております。そうしますと、今後、こういうことがあった場合に、岩出市は、繰り入れしたり、繰り出ししたりすることを是とするのか非とするのか、従来どおりであれば、また

県が主体になった場合に、ふえた、減ったの問題で、そこに一般財政のほうから、市民の税金のほうから、国保のほうに繰り出したり繰り入れたりするということになることが懸念されますので、この点についてどのようにお考えなのか、お聞きをしたいと思います。

それから、ごみの団体数ですが、54団体ありますよということで、現在、それが機能しているかどうかの問題もあるんですが、はまだのほうに持っていかれてる団体等であろうと思うんですが、直接持っていける方も非常に多いと聞いております。そこら辺で、できることなら、市民の皆さんが自主的に団体を結成しなくても、個人ではまだに持っていけば、はまだのほうは、それによってクリーンセンターからの払い出しが、支払いが少なくなると、反面あるんで、そこら辺が関連すると思うんですが、そこら辺について、今後もこの団体の推進をしていくのかどうか、これについてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

財務課長。

○小倉財務課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

これらの交付金につきましては、3月交付ということでございまして、最終の数字が見えない中で、補正のタイミングが、この最終の時期ということになってございます。

○井神議長 クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長 資源ごみの金額がどれぐらい変わっているのかということにつきましては、当初、段ボールにつきましては9円で予算計上しておりましたが、実際には、入札で15円、前期が14.796円、後期が16.168円。続きまして、新聞につきましては8円が、前期が13.608円、後期が15.941円。紙パックは、当初7円で計上しておりました分が、前期13.176円、後期14.256円。雑誌・チラシにつきましては、当初8円でやっておりました分が、入札で14.688円、後期15.984円、シュレッダーダストにつきましては、当初5円でやっておりましたが、入札により、前期14.58円、後期14.148円。焼却残渣のアルミでございまして、当初45円を見込んでおりましたが、前期54円、後期70.2円。焼却残渣、鉄につきましては、当初20円を見込んでおりましたが、前期28.9円、後期29.97円。不燃性粗大ごみにつきましては、当初5円を見込んでおりましたが、前期12.744円、後期8.424円となっております。

以上です。

○井神議長 保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の再質疑にお答えをします。

もうすぐ広域化がされるということでございますが、市としましては、平成30年、県に広域化が予定されるということで聞いてございます。今、国では保険者支援金など国保財政の基盤強化が図られているところでございます。こういうふうなことで、市としましても、この辺を十分注視しながら現時点でできることは、国保財政の健全化に向けて、収支両面にわたる取り組みをしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○井神議長 生活環境課長。

○寺西生活環境課長 尾和議員の再質疑、岩出市集団資源回収事業奨励金の交付を推進していくのかということでございますけども、この事業の目的でございますが、まずはごみ減量、それから資源再利用運動の一層の促進を図るということを目的にしておりますので、今後も推進していく、そのように考えてございます。

以上です。

○井神議長 再々質疑はありますか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 国保の歳入の問題、ちょっと1点だけ指摘をしたいと思うんですが、国では、各地方自治体で成績のいいところについては、恩恵を与えるよという制度をしていこうという嫌いもあるんですが、それが押しなべて統一されると、いわゆる岩出市民の税金が他の地方自治体の財政赤字のところに戻されてしまうという反面、マイナスの要因もあるんですね。プラスの要因もあるかもわかりませんが、現状の岩出市の国保財政からいえば、その部分が赤字の地方自治体に回るとするのは、一般市民としても理解しがたい点があるんで、そこら辺については十分、統合される段階でも、期間はまだまだありますけども、これは検討する余地があるということだけ申し上げておきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の再々質疑にお答えをします。

市としましても、やはり国民健康保険の政府運営につきましては、保険税というのは基盤になってくるわけでございます。その辺のところを十分広域化に向けて精査しながら、他の状況も勘案しながら、改正するというんじゃないしに、市としてい

い方法を考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○井神議長 これで、議案第41号の質疑を終わります。

しばらく休憩します。

午前10時55分から再開します。

休憩 (10時40分)

再開 (10時55分)

○井神議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第42号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第42号 専決処分の承認について、26年度国保予算補正について質疑を行います。

今回の補正の中で、療養給付費のマイナス、この要因、分析というのもどのように把握をされておられるのか。これ非常に大切な問題でありますので、これについて市の答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の質疑にお答えをします。

マイナス要因ということですが、一般被保険者に係る療養給付費のマイナス要因・分析についてですが、国民健康保険加入者の平成26年度中における調剤費用に係る件数及び費用額の増のほか、入院に係る費用額の増を見込み、増額補正しておりましたが、補正により見込んでいた金額ほど入院に係る医療費が伸びなかったことから、今回、減額補正をしたものであります。

なお、疾病別診療費データを見てみますと、新生物や循環器系の疾患に対する医療費の伸びが見込みよりも緩やかであったことから、療養給付費のマイナス要因につながったものと分析しております。

以上です。

○井神議長 再質疑はありますか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 要因について、ご答弁をいただきました。私は、この要因の分析の仕方についてなんです、自然発生的に、自然的に、言うたら自動的にマイナスになったのか、能動的にマイナス要因として貢献したのかというところ辺が、この評価の分かれる点やと思うんですね。

市としては、この問題について、能動的にこういう取り組みをして、これが要因によってマイナスになりましたということがつかんでおくということは、非常に大切やと思うんですけれども、そこら辺について、具体的に何かアプローチされた事項があったのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の再質疑にお答えをします。

具体的に何か原因、要因となるようなことを市はしたのかということですが、もう少し掘り下げて、疾病別を見てみますと、新生物や循環器系の疾患について、さらに見ますと、胃や結腸の悪性新生物に係る医療費が、また、循環器系の疾患については、虚血性疾患であるとか、脳内出血であるとか、脳梗塞などに係る医療費が、見込んでいたほども伸びなかったということが要因になっているわけでございます。

こういうふうなことから、医療費の動向、疾病の分析、健診のデータなどを今後活用しまして、市民の疾病予防や健康づくりに役立てていけるものであるというふうには考えてございます。

今、市におきましては、健診事業において、生活習慣病の重症化を防ぐために、これは重要でございますので、早期に疾病を発見したり、生活改善を促したり、軽症のうちに医療機関に受診することを勧めたりするようなことで、市民の健康づくりにつながるものと考えてございますので、今後も、特定健診など健診事業に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○井神議長 再々質疑はありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第46号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第46号 条例の一部改正について、固定資産税の問題であります。現在、不均一課税の対象事業者数、これについては何社あるのか、金額は幾らになっているのか、それから対象拡大による業者数、これを拡大しますと、何社増になるのか、それに伴う金額は幾らと見込んでいるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

税務課長。

- 松本税務課長 不均一課税の対象事業者数は、何社あるのかについてであります、平成27年度現在、1社でございます。

続いて、金額は幾らかについては、平成27年度における不均一課税による軽減額は、897万8,300円でございます。

続いて、対象拡大による業者数は、何社増となるのかについてですが、要件に該当すると想定される事業者数は11社でございます。想定される金額は幾らかについては、平成27年4月1日以降に対象となる施設または設備の新築及び増設をした事業者に適用されますので、現在のところ、想定金額はわかりかねます。

以上でございます。

- 井神議長 再質疑はありませんか。

(なし)

- 井神議長 これで、議案第46号の質疑を終わります。

続きまして、議案第47号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

- 尾和議員 議案第47号 条例の一部改正について、子ども医療費に関して、今回、条例の中身について、「療養の給付療養費」を給付と療養費に分離をされている。分けられた理由、根拠というのは何なのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、つけ加えられました訪問看護及び家庭訪問看護療養費、これはどのように違うのか。字句だけ見ますと、余りそんなに変わらないのではないかなと思うんですが、家庭訪問と訪問看護という形ですので、家庭以外のところを訪問するのかという気もするんですが、これについて、定義と並びにどういう業務をするのか、ご答弁をいただきたいと思います。

- 井神議長 答弁願います。

保険年金課長。

- 坂口保険年金課長 尾和議員の質疑にお答えをします。

まず、1点目でございます。療養の給付療養費を給付と療養費に分ける理由についてですが、療養の給付は、病気やけがに対する診療に係るもので、診察や処置、調剤など指し、療養費は、柔道整復師による施術、あんま、マッサージ、はり師、指圧師、灸師による施術、治療用装具などを指します。

このたび、和歌山県乳幼児医療費県費補助金交付要綱の改正に伴い、これらの文

言につきましても、県要綱に準じた形に整理を行ったものでございます。

それから、2点目、それぞれの療養費の違いにつきましても、被用者保険において、保険加入者本人が訪問看護を受けた際、訪問看護療養費として、また、被保険者の扶養家族が訪問看護を受けた際は、家族訪問看護療養費として、どちらも保険加入者本人に保険給付されるものです。名称の違いはありますが、いずれも医師の指示に基づき、在宅で継続して療養を受ける必要のある方が、訪問看護事業所の看護師等の訪問により、必要な療養上の世話や診療の補助を受けた際に保険給付されるものでございます。

以上です。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 もう1点、確認ですが、そうしますと、訪問看護というのは、保険者本人のみであると。家庭訪問看護療養費は、保険者以外の家族が訪問して看護したり療養費が必要なときに、そこに支出する項目であるという理解でよろしいでしょうか、再度確認をさせていただきます。

○井神議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の再質疑にお答えをします。

家族訪問看護というのがございます。社会保険にご加入の方につきましては、本人と扶養者に分かれてございます。本人が受けた場合に訪問看護療養費、被扶養者の方が受けられる場合は家族訪問看護療養費ということになります。

以上でございます。

○井神議長 再々質疑はありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第48号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第48号 条例の一部改正についてですが、ひとり親家庭の医療費についてです。

1項目めのことについては、事前にお話がありまして、字句の修正だけなので、余り意味がないんだということで、県に準じてということなので、質疑を割愛していきたいと思えます。

2番目のひとり親家庭の訪問看護、家庭訪問看護療養費、これについて、内容に

ついてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の質疑にお答えをします。

それぞれの療養費の違いにつきましてはですが、先ほど、議案第47号のほうで回答させていただいたと同様になりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 確認なのですが、先ほどの47号議案でご説明いただいたものと同じ内容であるということですので理解してよろしいのでしょうか。再度、ちょっと確認させてください。

○井神議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の再質疑にお答えをします。

同様でございますので、よろしく申し上げます。

○井神議長 再々質疑はありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第49号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第49号 条例の一部改正について、重度心身障害者医療費に関してですが、現在、岩出市における対象者数、障害者名ごとに把握されておるのであれば、ここでご答弁をいただきたいと思います。

それから、家庭訪問看護の主な業務、これについてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の質疑にお答えをします。

重度心身障害児者医療の4月1日現在の対象者数は1,203人となっております。種類別ということですが、今、手元に持ち合わせてございませんので、よろしく申し上げます。

それから、2点目でございます。訪問看護の主な業務につきましては、医師の指示に基づき在宅で継続して療養を受ける必要がある方に、訪問看護事業所から看護

師等が訪問して、必要な療養上の世話や診療の補助を行うもので、主な業務は患者さんの自宅を訪問し、病状の観察、入浴介助、排せつ介助など療養上の介助、点滴など医師の指示による医療処置などとなります。

以上でございます。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、重度心身障害者、障害者数の1,203人のご答弁がありました。これ、ちょっと手元にないということなので、また後ほどいただきたいと思いますが、この中の授産施設で就労可能な方もおられると思うんですが、その比率というのは、家庭でどこにも行かれない方との区別もあると思うんですが、それについては何人か、1,203人のうち何人おられるのか、わかればご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 尾和議員の再質疑にお答えをします。

授産施設ということですが、こちらにつきましても、ちょっと今持ち合わせてございませんので、また後ほどお渡しするというので、よろしく願います。

○井神議長 再々質疑はありませんか。

(なし)

○井神議長 続きまして、議案第50号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第50号 平成27年度一般会計補正予算について、質疑をさせていただきます。

まず、委託料に関して、現在の人員数は何人で、何人増加になるのか、ご答弁をいただきたいと。

それから、予算の組み替えであるということなんですが、管理職手当の対象者数ですね、これ目別にご答弁をいただきたい。

それから、超過勤務手当の支給実績と予測目標、これについてどのように現時点で取り組みをされているのか、ご答弁をいただきたいと思います。

それから、減債基金の積み立ての理由なんですが、これも先ほど質疑の中で質疑が交わされておりますけども、再度お聞きをして、現在、基金全体として幾らあるのか、これについてご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

教育総務課長。

○辻教育総務課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

委託料に関して、現在の人員数は何人かということですが、現在、学校給食調理員の人員は、平均23人です。

なお、この補正予算は、増員ではなくて、常時、学校給食調理人を23人以上確保するための補正予算となります。

○井神議長 総務課長。

○藤平総務課長 2点目の管理職手当の関係でございます。

補正予算後の管理職手当の対象者数を目別に申し上げますと、1款1項1目議会費、1人、2・1・1総務一般管理費、7人、2・1・3会計管理費、3人、2・1・4企画広報総務費、3人、2・1・7情報推進費、1人、2・1・8国民体育大会費、1人、2・2・1税務総務費、3人、2・3・1住民基本台帳費、2人、3・1・1社会福祉総務費、4人、3・1・4老人医療扶助費、1人、3・1・13介護保険費、3人、3・2・1地域子育て支援事業費、4人、3・2・2児童教育保育費、9人、3・2・6児童虐待DV関係費、1人、4・1・1保健衛生総務費、3人、4・1・5環境衛生費、4人、4・1・6国保財政支援費、2人、4・2・1クリーンセンター費、2人、5・1・1農業委員会費、1人、5・1・2農業総務費、1人、5・1・5農地費、1人、6・1・1商工総務費、1人、7・1・1土木総務費、5人、7・4・1都市計画総務費、2人、9・1・2教育事務局費、8人、9・5・1社会教育総務費、3人、9・5・3図書館費、1人、9・6・1保健体育総務費、1人、9・6・4学校給食運営費、1人。以上でございます。

次に、平成26年度超過勤務手当の支給額は、1億114万2,201円です。今年度の予算額は9,024万9,000円です。

○井神議長 財務課長。

○小倉財務課長 尾和議員の質疑にお答えします。

今回の補正予算における人事異動等に伴う人件費の減額により生じた歳入歳出差額を、今後の臨時財政対策債の償還に伴う公債費や下水道事業債の償還に伴う繰出金の財源とするため、当初予算での1億5,000万円の取り崩しに対して、1億656万8,000円を積み戻すものであります。

なお、平成26年度末時点の減債基金残高は13億3,274万9,000円で、平成27年度当初予算1号補正における取り崩し、積み立てを考慮した現在額は12億8,969万3,000円となると見込んでおります。

○井神議長 再質疑はありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 委託料に関してですが、事前説明では1人増員するという話を聞いたんですけども、今の答弁では、平均23人を確保したいということのご答弁がありました。としますと、現在の人員はちょっと明確でなかったんですが、22人なのか、そこら辺、ちょっと再度質疑をさせていただきたいと思います。

それから、超過勤務手当の支給についてですが、実績では1億円、予測では9,000万円と。既に今年度の予測をオーバーしてるのかなという気はするんですけども、こういう認識でいいのか。現実的には、さらにこれがふえていくということなのか、ここら辺について、再度ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

教育総務課長。

○辻教育総務課長 現在の学校給食調理員の人員は、平均23人以上確保するために努めているところです。それら学校給食調理員の確保が著しく困難であり、学校給食の質を維持するため、学校給食調理員の人員を確保するための補正予算となります。

○井神議長 総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再質疑についてですけれども、再度、先ほどの答弁を繰り返しをさせていただきますと、平成26年度、去年の超過勤務手当の支給額が1億114万2,201円です。今年度の予算額は9,024万9,000円ということでございますので、今年度のほうが減額になっているという考えでございます。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 私がここで超過勤務手当の支給実績に問うてるのは、新年度かかって、実績では、今月は6月ですから、4月、5月実績を問うとるんで、4月、5月の実績はどのように推移していたのかということなんですが、それについては把握をされているかどうか、再度ご答弁をください。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再々質疑についてですけれども、今の推移については、データの分析はしてございません。

以上でございます。

○井神議長 続きまして、議案第52号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

- 尾和議員 議案第52号 平成27年度水道会計補正について、お聞きをしたいと思います。

補正予算の中で、先ほども一般財政のほうでお聞きをしましたが、超過勤務手当の支給実績、これは今年度の4月、5月、それから、今年度の目標をどのように設定をされて取り組もうとされているのか、お聞きをしたいと思います。

- 井神議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

- 梅田上下水道業務課長 尾和議員の平成27年度水道会計補正予算についての超過勤務手当の支給実績と予測目標はどうかという質疑でございますが、今回の補正予算は職員の給与費関係でございます、超過勤務手当は含まれてございません。

なお、4月、5月の実績については、現在、把握はしてございません。

- 井神議長 再質疑はありませんか。

尾和弘一議員。

- 尾和議員 これ、水道事業も一般会計のところもそうなんですが、職員の超過勤務の実態を今お聞きしますと、把握をしてないと。こんなずさんな勤務管理というのはあるんでしょうか。日々、やはり把握をして、毎月毎月どういう実態に推移しているのか。これは職員の健康を守るためには、原課において把握をしておくべきだと。これは過去から、私、強く申し上げてきたと思っております。

早急に資料の提出を、この場で持ち合わせてないと、把握をしてないということでもありますので、把握をして、回答をいただきたいと思います。

それと、予測目標についても答弁がなかったんですが、水道事業会計において、今年度、27年度の超過勤務について、どこまで設定をして、これに近づけるために、もちろん36（サブロク）協定がありますけども、それを超えることはやってはだめだと思うんですが、それ以内に抑えるためにどのような取り組みをして、設定をしていくのか、これは大切な問題ですので、それについて再度お聞きをしたいと思います。

- 井神議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

- 梅田上下水道業務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

平成27年度につきましては、524万5,000円の予算を計上してございます。

なお、超勤につきましては、職員の健康を十分考え、お互いの相互の協力を得な

がら縮減に努めてまいりたいと考えてございます。

○井神議長 総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員のただいまの質疑についてでございますけれども、4月、5月は既に終了しておりますので、それぞれの勤務の時間というのは、我々はわかっておりますけれども、それを分析していないというふうに、私、先ほど答弁させていただきましたので、ご理解をお願いしたいと思います。

それと資料につきましては、情報公開制度に基づき対応させていただきます。

○井神議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議長ね、情報公開条例に基づいて、それは当然いいんですが、議場において議員が質疑をしているわけですから、それに対して答えるというのは当然やと思うんです。それをちょっと勘違いされているんじゃないですか。情報公開条例というのはあるのはわかっている。しかし、議場において議員がこの問題について質疑をしているわけですから、それに対して、現在持ち合わせてないというのであれば、後から出してくるというのが議会のあるべきルールやと思いますが、議長のほうに、その点、配慮をしていただきたいということをお願いします。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 資料の提出につきましては、議会から提出の請求があれば対応させていただきます。

○井神議長 続きまして、議案第57号の質疑をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第57号について質疑をします。

今回の動産の取得に関してですが、この内訳書の中に、総体として、第1点目ですが、これを導入することによって、費用対効果についてはどのように分析をされ、どのような状況になるのか。金はつぎ込んだが、実際上は効果がなかったということでは困るわけでありますから、これをどのように見ているのか、お聞きをしたい。

それから、VPNルータに関してですが、これはどういう内容の機種なのか、私、ちょっと知りませんので、教えていただきたいと思います。

それから、入退出管理及び出退勤管理システムの内容について、これ、どのような形態のものになるのか。誰の入室管理なのか、出退勤管理なのか、こちら辺について、どうなるのかご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の質疑にお答えをさせていただきます。

1点目の費用対効果につきましては、数値であらわすのは難しいものがありますが、情報系システムは、市役所と小中学校、公民館等の出先機関をネットワークで接続しています。住民サービスとしては、図書館ネットワークシステムや図書館などでの住民のインターネット閲覧利用があり、また、小中学校では、パソコン教室でのインターネットを利用した授業、教職員の情報収集等に使用しています。また、行政事務においても、職員の情報収集や出先機関等とのメールのやりとりに活用しています。

現在のシステムは、平成21年度に導入しましたが、老朽化やサーバの容量不足等により安定稼働に懸念があることから、最新の機器に更新することで、より信頼性・安全性の高いシステム機器が整備されることから、十分な効果があります。

2点目のVPNルータについては、市役所と各公共施設などを接続するために使用する機器で、セキュリティの確保がされた通信を行うことができます。公衆のネットワーク線をあたかも専用線のように使用することができ、第三者の侵入ができないというふうな内容の機器でございます。

それと、次に3点目ですが、入退出管理システムは、市役所の閉庁時間に庁舎内への入退出管理を行うために、宿直室横入り口に管理システムを設置するものです。また、出退勤管理システムは、職員のタイムカードを電子化するものでございます。

以上でございます。

○井神議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この導入については、数字で評価するのは難しいということを言われます。これ、21年に何億という金をかけて導入した経過がありますが、それ以降、実質的には、職員の勤務時間が減ったのかというと、そうでもないし、ふえている状況にあると。どこが効果が出ているのかなという気はするんですが、そういう意味で、もっと費用対効果については詳細に分析して、インターネットの業者の利益に寄与するのではなくして、そういうことも含めて、総合的に評価をするシステムを構築しておく必要があると。これは市民の税金ですから、もっと具体的に費用対効果を明らかにして、市民に公開をしていくということが大切になるというふうに思いますので、その点、再検討を求めたいと思います。

それから、出退勤管理については、これは私が前から要望して、委員会でも質疑をしているわけですが、システム化をして、よく問題があるのは他人に成り済まして、そのカードを通すということが、往々にして起きてくるんですよね。ここら辺のチェックをどのようなシステムで構築されているのか、指紋認証なのか、タイムカード形式のカードを通すことのみで対応するのか、そこら辺、実態の把握をしていただきたいと。

それから、出退勤管理をしますと、その日に、少なくとも明くる日にデータが管理されている部に上がってきます。それによって、微調整をするということになるんですが、残業していないにもかかわらず、カードを通すのが遅かった場合には、それを誤って残業時間に算入したり、あるいはタイムカードを通した後に作業が出て、二度打ちをして、それが残業に認定されるとか、そういういろいろなケースが発生をしてきます。ここら辺について、どのようなシステムになるのか、再度、ご答弁をいただきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再質疑にお答えをいたします。

費用対効果の関係ですけれども、このコンピュータシステムにつきましては日々進歩をしてございます。このシステムは平成21年度に導入し、丸6年が使用することになってございます。今回、新たに導入することによって、信頼性・安全性の高いシステムの整備が図れると考えておりますので、数値ではあらわすのは難しいとは思いますが、十分費用対効果では効果があると、そういうふうに考えてございます。

それと、出退勤管理の他人に成り済ましてということではございますけれども、出退勤は1人1枚カードを皆に持っていただくことによりまして、そのカードによって管理しますので、他人に成り済ますということではございません。

それと、残業の件ですけれども、残業につきましては、その残業する前にそれぞれの所属長のほうから許可を得て、きょう、残業するよということで許可を得た後に残業するというシステムになっておりますので、このカードで残業する、しないの算入ということは考えてございませんので、よろしく申し上げます。

○井神議長 再々質疑はありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、総務課長に答弁をいただきましたが、出退勤管理のシステムについ

ては、これは所属長が管理するのと並行してやらないと、突合しないと、実際の数字が出てこないんですよ。少なくともプリントアウトして、当日、締めたというと、明くる日の大体午前中に、通常なら午前中に出てきますから、それを照合して、これは正しい残業だという場合については、そこに折り込みをして、給与計算に算入していくということをしないと、それと現在のシステムとは別個に管理するということになる、かえって時間がふえるんですよ、ロスが。だから、そういう答弁の仕方というのは、僕はやり方自体が問題があるので、出退勤管理システムのコンピュータ化をすれば、それによって集計も残業時間も俊敏に集計されて、給与に反映するというシステムに持っていかないと、こんなもん意味がないんです。その点だけ申し上げておきたいと思います。

○井神議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再々質疑についてでございますけれども、尾和議員もいろいろご心配をいただいておりますけれども、もちろん機器を導入すればデータが出てきますので、十分、尾和議員の言っていた趣旨をこっちも認識した上で、導入後の運用については検討を今後してまいりたいと、そういうふうにご考えてございます。ありがとうございます。

○井神議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第35号から議案第58号までの議案23件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第36号から議案第58号までの議案23件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第25 発議第2号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書の提出について

○井神議長 日程第25 発議第2号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書の提出の件を議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

田畑昭二議員。

○田畑議員 発議第2号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり岩出市議会会議規則第14条第1項の規定により提出

します。

平成27年6月5日提出

提出者 岩出市議会議員 田畑 昭二  
賛成者 岩出市議会議員 三栖慎太郎  
賛成者 岩出市議会議員 吉本 勸曜  
賛成者 岩出市議会議員 福山 晴美

(提出先) 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣

本文の朗読は省略いたします。

提案理由の趣旨説明を申し上げます。

乳幼児医療費助成等の地方単独事業に対してペナルティーとして国保の国庫負担金や普通調整交付金の減額調整措置が行われている。

しかし、今後、人口減少問題への意欲的・自発的取り組みを促し、国保の財政運営が都道府県に移行する方向であることに鑑み、こうしたペナルティーは見直すべき必要があるため、この意見書を提出するものであります。

議員各位におかれましては、ご賛同のほど、よろしくお願いいたします。

○井神議長 ご苦労さまでした。

以上で提出者の趣旨説明は、終わりました。

~~~~~○~~~~~

○井神議長 以上で本日の日程は、終了いたしました。

お諮りいたします。次の会議を6月16日火曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○井神議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は6月16日火曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これで散会といたします。

どうもご苦労さまでございました。

散会

(11時40分)